

内閣参質第三六号

昭和二十五年三月三十一日

内閣総理大臣 吉 田 茂

参議院議長 佐 藤 尚 武 殿

参議院議員吉山正一君提出水産物の統制撤廃に關連して統制水産物の売買代金決済の滞滯に対する措

置その他に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出水産物の統制撤廃に関連して統制水産物の売買代金決済の滞滯に対する措置その他に關する質問に対する答弁書

一 水産庁長官よりの通牒に基き都道府県知事が取扱機関の登録取消又は営業停止の処分をした事例はいまだないが、代金支拂の滞滯している者に対する出荷又は配給割当を差し止め支拂促進の措置を講じるので目的を達しつつある。

二 水産物の配給統制並びに価格統制は四月一日から全面的に撤廃する。

三 取扱機関の未決済金について政府が支拂保証をするような措置はとらないが、統制撤廃後も従来取扱機関であつた者が取扱ができるよう流通機構を確立するとともに、その取扱業者に対する金融も従来の通り実施するよう必要な措置を講じ未決済金の支拂を促進してゆきたい。

四 統制の事務に従事していた職員中、本省の出先機関の職員は本省に復帰し又は本省の他の出先機関に配置転換する措置を既に終了しており、都道府県の職員は当該都道府県内において配置転換を実施しつつある。